広報あいかわ

発行所
秋田県合川町役場
責任者（広報係）松橋新一
（総務課 電話 4番・14番）
〔発行部数 2,700〕

圃場整備促進室設置きまる

七月定例町議会おわる

町議会七月定例会は、去る七月十六日から十九日まで役場会議室において開かれ、町当局から提出された十二議案をいずれも原案どおり可決、議会推せんの農業委員に小林、高橋、斎藤、松橋の四氏を選び、四件の陳情を採択し四日間の日程をもっておわった。

審議された議案・陳情

七月定例町議会で審議可決された議案及ひ採択された陳情は次のとおりである。

▽町公告式条例の一部改正
南支所の廃止にともなってその掲示場を昭和四十一年六月一日から廃止するというもの。

▽町営住宅設置条例を廃止する条例
町営住宅の廃止にともない設置条例を廃止するものである。

▽課設置条例の一部改正
町内農耕地の基盤整備を促進するために新しく圃場整備促進室を設けるための条例改正である。

▽国民健康保険条例の制定
国民健康保険の運用はこれまで町税条例第三章（第百七十七条～第百九十条）にもとずいていたが、これを独立した条例を制定し適正な運用を期するものである。

▽放牧共用林野契約の承認
合川営林署長と締結した放牧共用林野契約の承認を求めるもの。

▽放牧共用林野運営の条例制定
国と合川町との間に契約した放牧共用林の運営について定めた条例である。

▽河川災害復旧事業の請負契約の承認
木戸石芦沢川災害復旧工事を指名競争入札によって一、二五〇万円で秋田土建株式会社と請負契約を締結するため承認を求めるもの

▽町道の認定
五郎左衛門田の沢一号線
延長＝一七九、三〇㍍
五郎左衛門田の沢二号線
延長＝五七、五〇㍍

▽農業委員の推せん
小林貞雄　高橋仁一郎
斎藤孝蔵　松橋彦左衛門の四氏を推せんした。

▽監査委員の選任
任期満了にともなう知識経験を有する監査委員に奈良愛之助氏（増沢）を再任することに同意を求めるもの。

▽固定資産評価審査委員の選任
固定資産評価審査委員会委員の任期満了にともない桜田耕一氏（東根田）を再任することに同意を求めるもの。

▽財産（旧南支所）処分
左記の町有財産を旧南支所管轄区域住民を代表する者に無償で払下げるものとする。
一、建物　旧南支所庁舎
四〇九　〇九〇八平方㍍（一二三、七五坪）
二、払下げの条件
既存の消防施設は、無償で併置せしめること。
土地については、地域の公共の用に供する限り無償で貸与する。

▽昭和四十一年度合川町一般会計補正予算
既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二六〇九五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ一九八、六二四千円とするもの。

▽採択された陳情
四件
①合川西小学校看護婦を配置されたい。体操場にステージを増築されたい。
②合川町南支所廃止後の措置方について。
③合川町中央公民館を建設せられたい。
④学校看護婦を増員せられたい。

◇8月の主な予定◇

6日　青年婦人一夜講習会
9日　ことぶき大会
10日　町体実行委員会
11日　圃場整備促進説明会
12日　少年団体リーダー講習会
14日　社会人野球
15日　戦没者追悼式
全町相撲大会
17日　こども会ソフトボール大会
28日　町民体育祭

合川町史希望頒布
読みたい人、友人知人へ送本したい人は今すぐ総務課へ。部数に限度あり。

放牧共用林野

運営の基本

新しい飼育管理方式を採用することによって町の畜産振興を飛躍的に伸すものとして期待されていた放牧地が、木戸石国有林の芦沢第九林班地内にきまり、去る七月十一日、合川営林署長と共用者である合川町長との間に放牧共用林野契約が締結された。

町では、合川営林署長と締結した放牧共用林野契約の承認および放牧共用林野運営に関する条例の制定について七月定例町議会に提案し原案どおり可決成立をみましたが放牧共用林野の運営の基本となる条例の内容をみなさんに紹介しましょう

（趣旨）
国と合川町との間に契約した放牧共用林野の運営については、この条例の定めるところによる。

（共用林野の区域）
放牧共用林野の区域は合川町大字木戸石字芦沢国有林合川事業区九林班とする。

（共用者の要件）
放牧共用者は、合川町に住所を有する者とするただし、町長は草生の状況等を考慮し適当と認めるときは、合川町の住民以外の者に対しても放牧させることができる。
2、放牧しようとする者は、規則の定めるところにより町長に申請し、その許可を得なければならない。
3、前項の規定による許可を得て放牧する者は、この条例又はこれに基く規則の定めるところにより町長が指示する事項を守らなければならない。

（家畜の放牧）
家畜の放牧の方法及び期間は町長が指示する。

（放牧の使用料）
放牧の使用料については、別に条例で定める。

（共用林野に要する経費）
共用林野に要する経費は、町の収入金をもってあてる。

（保護義務）
放牧共用林野の保護は保護方法書に従うものとする。

（違約者に対する処置）
放牧共用者が共用林野につき罪を犯し、または放牧共用林野契約に違背し若しくは町長が必要であると認めた場合には、町議会の議決を経てその者につき相当期間中放牧を停止、または除名することができる。
町長は前項の規定により処置したときはその経過及び状況を所轄営林署長に届けでるものとする。

（議会に対する報告）
町長は、放牧共用林野の利用状況、保護状況等について毎年少なくとも一回町議会に報告する。

（条例の変更）
この条例を変更しようとするときはあらかじめ営林局長に協議するものとする。

熱戦が期待される

28日 町民体育祭

恒例の町民体育祭は、来る二十八日（日曜日）午前九時から合川中学校グランドを会場として開かれることになり、いま事務局で準備をすすめているが、真紅の大優勝旗をめざして熱戦が展開されるものとしていまから盛況が期待されている。

回を重ねること十一回、町民の体育の広場としていよいよ盛況を極めている町民体育祭は、すっかり町民のものとしてとけ込みことしも例年以上に盛況が予想されます。

各部落とも選手の育成強化に力をいれている模様で増沢をはじめ木戸石、川井下杉、上杉、東根田、三木田、摩当の各部落では部落運動会をおわり町体参加態勢OKという状況、さらにお盆休みの行事として開く部落もあるといわれ、今年は例年にまして熱のこもった体育祭になるものとみられている。

大会要綱は、十日に開かれる「実行委員会」によって決定されるが、競技は部落対抗を重点とし種目は前年と同じく小、中、高校、青年会、婦人会、年令別リレー、大会の花綱引きなどが予定されている。

斎藤会長を再任

農業委員会

改選後初の町農業委員会は、去る七月二十一日午前十時から役場会議室において全委員が出席して開かれ委員会の構成について協議した結果、会長には斎藤孝蔵、会長職務代理に三浦甚四郎、秋田県農業会議員に永井常治の各氏をそれぞれ万場一致で選出した。

なお新しい農業委員の顔ぶれは次のとおり。

◇選挙による委員
三浦甚四郎（前）　三木田
加藤　敬一（新）　鎌　沢
小田　慶一（新）　木戸石
永坂長四郎（新）　道　城
高橋与一郎（新）　下　杉
成田　作松（前）　李　岱
松岡　卯助（前）　羽根山
工藤彦之亟（前）　上　杉
永井　常治（前）　上　杉
新田喜左衛門（前）新田目
土濃塚徳二（元）　芹　沢
吉田　芳雄（前）　川　井
柴田　国松（前）　八幡岱
成田　安茂（元）　増　沢
小野　義夫（前）　木戸石

◇農業団体推せん委員
木村　恒三（前）　李　岱（合川農協）
金田悦財門（前）　西根田（下小阿仁農協）
斎藤　定一（新）　新田目（合川農業共済）

◇町議会推せん委員
小林　貞雄（新）　道　城
高橋仁一郎（前）　八幡岱
斎藤　孝蔵（前）　新田目
松橋彦左衛門（新）三　里

税制などを研究

納税組合長会開く

四日午後一時から納税組合長会が役場で開れた。

この会議には、八七組合の代表者が集い今年度における町の財政事情や町民税固定資産税、国民健康保険税の課税方式、さらには国民健康保険、国民年金制度の改正点などについて質疑応答がもたれ、単位組合でも定期総会を開くことにした。

現在、結成されている本町の納税組合は八七組で加入している世帯数は一、四九九世帯となり全世帯の七一・三％に当る人達が組合へ加入して自主納税をし、町の財政運営に大きく貢献しているもので町では納税者みんなが組合納税できるよう納税組合の設立をはかることになっている。

役場の窓口から

（町民の声に答えて）

町民の公僕であると思って、親切、丁寧でなければならないと力めておりますが、役場職員も所詮は人間仕事中は全力をあげて職務に熱中しなければならないし、その中で私情はいっさい出してはいけない。

しかし人相の悪いのはごめんして貰うことにして、あらいことばで不快の気持ちを町民のみなさんにあたえているとも知らず、すらすらと事務処理をしてしまってあとで反省したりしています。

わたしたちはこれからももっと親切第一に明るい役場の窓口であらねばと心がけますので、町民の皆さんもあとに残さないように、若し不快な態度、ことばづかいがあったらその場でおしかりください。

おねがいします。

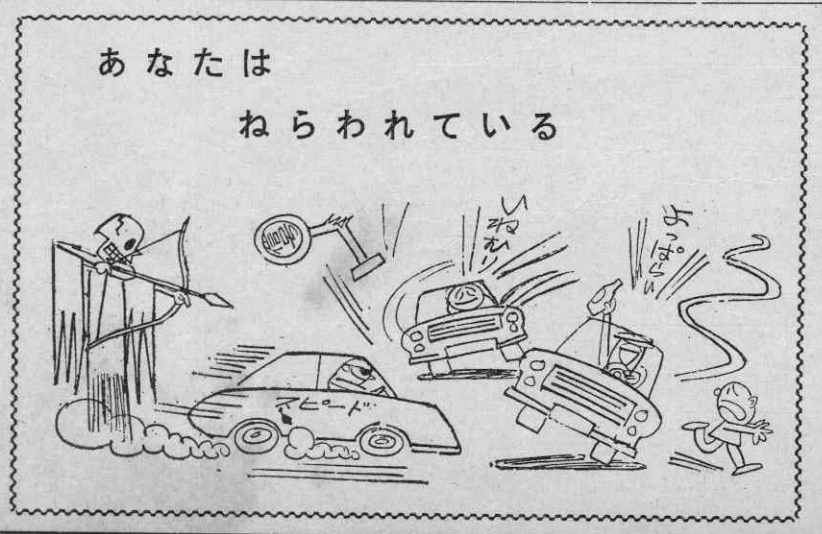

圃場整備で　あかる能率　減る苦労

結成記念に雑巾おくる

上杉長寿会

上杉部落にこのほど老人たちによる上杉長寿会が結成された。

この会には八十人の老人たちが会員として加入し、会の結成記念としてぞうきん一六〇枚をつくり中学校へ五〇枚、東小学校へ五〇枚、東保育園に二十枚、大野台愛生園に四十枚とそれぞれ贈呈し可愛い孫達から感謝されている。

圃場整備を本格的に

圃場整備促進室が発足

農家経済の後進性を打開し農業近代化への大きな足がかりとする農地の集団圃場整備事業が、その絶対な必要性を叫ぼれてきておりながらく種々の障害から今日まで実施できずにおり、これには合川町がもっとも立ち遅れているといわれている。そこで町では、これの必要性を啓蒙し、全農家結集を喚起して事業遂行を促進するため行政機構を一部改正して圃場整備促進室を新設し、県営事業としてこの仂きかけを行なうなど本格的な計画に取り組むことになった。

合川町は全県的にみて圃場整備をやっていない典型的な町として残った。

そのため町内の世論は、農業政策の根本問題としての圃場整備を促進することを求める声が大きくなったとくに青年集会は、将来の農業経営はもちろん毎日の農作業を進めるうえにこの機械化　省力化の進んだ社会では緊急な問題としてしばし論議されている。

このような遅れている合川町の圃場区画整理の促進について去る四月七日町農業委員会から建議書の提出がなされ、町当局としてはこれに呼応して町議会とはかり受益関係者の世論をききながらその対策を検討しておりましたが、七月定例町議会で圃場整備促進室を設置し、八月一日から専任職員を置いて小阿仁川水系の県営圃場整備事業と合せ阿仁川水系の圃場整備も促進しようとするもので、八月二日開催の農業委員会に畠山町長は基本構想を報告したが、十一日には受益者代表および関係部落代表者会議が開れいよいよ具体化への方針がうちだされることとなった。

圃場整備は——なぜ必要か——

現在の農業とくに東北地方の農業は、立地条件が非常に悪くそのために農業の近代化が阻まれており農村の生活向上もなかなか困難な状況にあります。

それを具体的に申しますと平均一戸当り一一〇㌃の耕地が七、八カ所に分散しており、その一枚一枚の耕地の広さは大小さまざまでしかも農道水路ともに非常に狭く雑然としており、トレ！ラーはおろかリヤカーの通行さえ困難を感ずる状態のところが沢山あります。

これでは、いくら仂いても体が疲れるばかりで思うように効果があがらないわけです。そのために体の弱い女や子供達まで農作業という重労仂をしなければならなかったり、また農業の機械化をはかろうとして多額のお金をだして自動耕運機を購入しても、その機械の能力は半分も活かせない「無駄」が生じています。

あるいはまた水路が不完全なために盗水を防ぐのに夜どおしの水の見張りを行なったり水争いを行なってまねく悲劇は農作業だけでなく農村の生活全般に及んでいる仕末です。

このような農業のあり方というものは合川町のように単作地帯でかつ農業に依存する度合が圧倒的な地帯では非常に重大な問題であるとそれだけ必要性が強いわけです。

隣部落と不和を生じたりとにかく耕地条件の不完全が

事業を実施するにあたっては、受益関係者の負担が少しでも軽減できる制度にもとずく必要があるわけですが、現行制度を紹介しますと別表①のとおりです。

この別表①によると現行制度においては県営ほ場整備事業にもとずくことがいちばん負担が少なく有利な制度であることがわかります。

そこで県営事業を実施する場合にどんな条件があかと言いますと、①対象面積が三〇〇㌃以上である。②三〇㌃区画が三分の二以上となっているが現行の制度ではいちばん負担が少なくて有利な制度で全県的にその要望個所が多いといわれ法的には三分の二の同意があればよいことになっているものの九五㌃以上の同意がなければ農林省査定でパスしないようである。

全町ほ場整備を実施する場合その面積が大きくなるので調査に二カ年はかかりしようとするものであるが

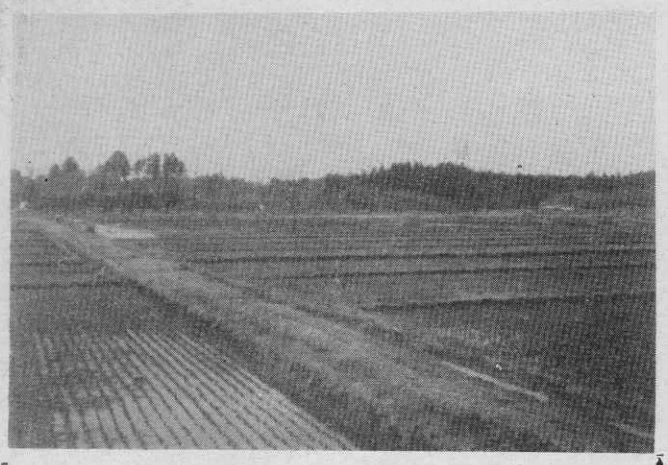

あすを約束する

近代的な農業経営，それは圃場整備によって可能をもたらす。「圃場整備事業ほどやってよかったと思ったことはない」これはある農家の声だ。いろいろと困難があろうが圃場整備は，あすを約束しているのだ。

（写真は町内ではじめて実施をみた川井有明地区）

建議書

合川町農業の近代化を推進するにはその最も基礎となるべき土地基盤整備事業を行なうことこそ急務と考えられます。

町当局は、町内態勢並びに機構の強化を図り、すみやかに整備事業を実施し、農業近代化への強力な前進を期待いたします。

日本農業の混とんたる状勢の中にあって、町当局者が常々積極的に農業政策を推進している姿に敬意を表するものであります。

農業委員会も、常に会同合議し、農業発展のため微意を尽して参りましたが、農業の現実は所得において地産業に比し著しい格差を生じており、別紙資料に示す如く、離農、転職、出稼、不安定兼業農家の著しい増加、労仂力不足等極めて憂慮にたえない実状にあります。このような事態を招来した原因には、極めて多元的な要素が含まれていると思われるが、我々は合川町農業のもつ労仂生産性の低さにあることを見逃すわけには参りません。土地条件の整備されていない合川農業への機械化は徒らに非能率的な投下資本の増大となるだけであります。

なおまた労仂力不足を補うには余りにも大きな代償であって労仂生産性向上へつながるものとは考えられないのであります。

また自立経営農家を目ざして米作の外最近葉たばこ栽培をはじめ、いろいろな成長作目や畜産等を導入しているが、労仂力不足のため、その規模拡大は望み得ない実情にあり、過重労仂と低所得は農業後継者の意欲を失う大きな原因の一つとなっていると思われます。

農業委員会は、労仂生産性の高い農業近代化への途は、土地基盤を整備することこそ絶対必要な条件であることを確信いたしております。

町当局は、合川町農業発展のため町内態勢ならびに機構の強化を図り勇断をもってすみやかに土地基盤整備事業を実施されるよう建議いたします。

昭和四十一年四月七日
合川町農業委員会長　斎藤孝蔵
合川町長　畠山義郎殿

最も有利な県営整備事業

本町における圃場整備の実施状況は、昭和三十八年に川井字有明地区一九・三㌶を実施したのみであってこれは本町水田面積一、一六四・四㌶に対しわずかに一・六五㌶であり、まだやらなければならない面積は一、一四五・一㌶あり、これを小阿仁川水系五〇五㌶整備事業で約六四〇㌶とあわせて阿仁川水系県営圃場のほ場整備を一〇〇㌶実施しようとするものであるが事業完成にはすくなくとも七カ年は要するものとみられるが、小阿仁川筋は営林署の森林軌道廃止が計画され、阿仁川筋では河川改修との関連など考えあわせると、これまで幾度となく討議を重ねてきたほ場整備事業を実施にふみ切る絶好の機会であるといわなければならない。

調査年度を昭和四十二年度とするならば受益者の同意と関係機関への陳情を急がなければならない。

期待される生活の質的向上

しからばほ場整備事業を盛し遂げたあかつきにはどんな効果をもたらすものでありましょう。

「いろいろ困難があったが整備事業をやってよかった」これは実施したところではどこでも聞かれる言葉である。

道路が整備されることによって機械化がすすみ能率のいちじるしい向上によって労仂力の節減をもたらし余剰労力の活用は文化的にも経済的にも質的向上をもたらし農村生活に大きな発展を期待されるのであるが関係の専門家がまとめた数字的なその効果は次のとおりである。

＝労仂力節減＝
一〇㌃当り三人、一人五〇〇円として
一、五〇〇円
＝耕運機経費節減＝
一〇㌃当り　三〇〇円
＝増産量＝
一〇㌃当り二斗として
三、〇〇〇円
以上合計して四、八〇〇円となるが、この効果を償還財源と見込むならば、非常に大きく感ずる事業費負担もおぎなってあまりあるものであることがわかる。

別表①

圃場整備事業費反当資金内訳

反当60,000円とした場合(A)

種別	(B) 補助金 比率	(B) 補助金 金額	(C) 農林漁業資金 比率	(C) 農林漁業資金 金額	(D) 賦課金	(E) 農林漁業資金据置利息（5年分）	(F) 農林漁業資金年間償還元利金（20年）	(G) 農林漁業資金最終負担金	(H) 農林漁業資金利息を含めた事業費	最終累計自己負担額
					A−(B+C)	C×0,65×5	C×年賦利率	E+(F×20)	B+D+G	D+G
積寒 3反歩区画3分の2以上	国 0,45	A×0,45 27,000	(A−B)×0,8	26,400	6,600	8,580	2,396	56,500	90,100	63,100
積寒上記以外のもの	国 0,4	24,000		28,800	7,200	9,360	2,614	61,640	92,840	68,840
県単 20町歩以下	県 0,2 町 0,1	18,000		33,600	8,400	10,920	3,049	71,900	98,300	80,300
非補助 50町歩以上			A×0,8	48,000	12,000	C×0,5×5 12,000	3,956	91,120	103,120	103,120
非補助 50町歩以下			A×0,8	48,000	12,000	C×0,3×5 7,200	3,377	74,740	86,740	86,740
県営 300町歩以上 3反歩区画 2/3以上	0,7	42,000	(A−B)×0,8	14,400	3,600	C×0,65×5 4,680	1,307	30,820	76,420	34,420

年度別償還金額表（賦課金を含む）

（反当60,000円の事業費とした場合）

種別	第1年目 賦課金＋据置利息	第2年～第5年まで 据置利息	第6年度以降 借入元利金	最終累計自己負担額
積寒 3反歩区画3分の2以上	8,316	1,716	2,396	63,100
積寒上記以外のもの	9,072	1,872	2,614	68,840
県単 20町歩以下	10,584	2,184	3,049	80,300
非補助 50町歩以上	14,400	2,400	3,956	103,120
非補助 50町歩以下	13,440	1,440	3,377	86,740
県営 300町歩以上 3反歩区画 2/3以上	4,536	936	1,307	34,420

融資金の年利率
非補助一般 六分五厘
非補助50町歩以下 五分
三分五厘

据置
非補助五年以内
非補助五年以内 据置含め二十五年以内